

富山市老朽危険空き家等 除却事業補助金

地域の居住環境の改善や安全で安心なまちづくりを促進することを目的とし、**老朽危険空き家等の除却事業等に要する費用の一部を補助します**

補助対象

空家等のうち次に該当するもの

- ・市内にある戸建て住宅や長屋（それぞれの住戸が別個の建築物である場合）、もしくは床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
- ・市の調査により、**一定水準以上の危険度があると判定されたもの**（裏面「補助対象となる危険度の参考」を参照）

補助金額

除却工事費の1/2

（補助限度額 **50**万円）



※申請の受付状況や申請書については、市ホームページをご確認ください。
予算の上限に達し次第、申請の受付を終了することがあります。

申込先
お問合せ先

富山市活力都市創造部 住宅政策課 空き家対策推進班
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
お電話:076-443-2113

（詳細はこちら）



申請までの流れ

…申請者

…富山市

空き家の判定を協議

書類審査・現地確認

補助金交付申請

補助金交付決定

除却事業着手

除却事業完了

実績報告書

書類審査・現地確認

補助金交付額確定

補助金交付

※提出書類等については、市ホームページをご確認ください

注意事項

- (1) 所有権以外の権利が設定されていないこと
(設定されている場合は本事業の実施について同意している必要あり)
- (2) 所有者複数の場合は全員の同意を得ていること
- (3) 故意に破損させたものでないこと
- (4) 公共事業による補償の対象となっていないこと
- (5) 他の補助金の交付を受けていないこと
- (6) 申請者が所有する物件に係る除却事業であること
- (7) 法律に規定する解体工事業者の登録を受けた者と請負契約を締結すること

補助対象となる危険度の参考

下記において、アのうち2項目以上に該当し、かつイに該当

- ア { ☐ 建物の一部が老朽化等により傾斜しているもの、または崩壊しそうなもの
☐ 外壁材が破損し下地が露出しているもの、または穴が生じているもの
☐ 屋根材が破損し雨漏りのあるもの、または軒が垂れ下がっているもの
- イ ☐ 隣地境界等から外壁までの距離が1階で3m、2階で5m以内にあるもの



(左) 危険家屋の例

出典：国土交通省HP